

医療機関の皆様へ

横浜市保健所長 修理 淳

令和 7 年度の横浜市における感染症発生時の対応について（依頼）

日頃から、横浜市の感染症対策に御協力いただき厚くお礼申し上げます。

海外からの訪日旅行者や日本人出国者の増加に伴い、一部の感染症（特に、海外で流行状態にある麻疹やデング熱等）の発生に増加傾向が見られます。令和 7 年は 4 月に大阪・関西万博が開催され、8 月には横浜でアジアアフリカ開発会議（TICAD9）が開催されるなど、引き続き多くの訪日外国人や特定の場所への人の集積（マَسギャザリング）による輸入感染症や食中毒の増加、集団発生が危惧されています。

迅速・適切な感染症発生時対応が可能となるよう、令和 7 年度も引き続き、感染症対策の基盤となる感染症の発生動向把握や適切な発生時対応の更なる徹底を図り、体制強化を進める必要があります。つきましては、以下の対応について、御協力の程よろしくお願いいたします。

1 感染症発生届の提出と、調査への御協力のお願い（引き続きのお願い）

感染症法に定める全数把握疾患について、届出基準に基づき診断された場合には、医療機関が所在する区の福祉保健センターへ届出をお願いいたします。

届出は診断後直ちにすることと規定された感染症（結核、腸管出血性大腸菌感染症など）につきましては、感染拡大防止の観点から福祉保健センターが迅速な積極的疫学調査を実施する必要があるため、できる限り速やかな御提出をお願いいたします。

なお届出に際しては、インターネット（感染症サーベイランスシステム）の利用をお願いいたします。

また、感染症法第 15 条（感染症の発生の状況、動向及び原因の調査）に基づき、届出の内容等に関して診断された医師の皆様にご確認させていただく場合がありますので、御協力をお願いいたします。感染症サーベイランスシステム及び届出に関する事項については次のリンクをご覧ください。

	参考 URL（横浜市 HP）	二次元コード
感染症サーベイランスシステムに関すること	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/yobosesshu/kansensho/system.html	
報告対象疾患の種類、届出基準に関すること (別紙 1)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/todoke.html	
届出先（連絡先）一覧 (別紙 2)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/doko/ishiteltodoke.html	

なお、直ちに届出の対象となる疾患の休日夜間の電話連絡については、「横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル」宛てをお願いいたします。（担当者から折り返しとさせていただく場合があります。）

➤ 横浜市感染症・食中毒緊急通報ダイヤル：045-664-7293

裏面あり

2 検体・菌株の収集について（引き続きのお願い）

感染症が発生した際には、病原体の遺伝子学的解析等により拡大の程度や疫学的リンクを把握し、感染拡大防止や感染源の推定に繋げることを目的として、腸管出血性大腸菌感染症、レジオネラ症、薬剤耐性菌等について臨床検体や菌株の御提供をお願いしています。

御提供いただいた検体等は、横浜市衛生研究所において詳細な同定・遺伝子学的解析等を行い、感染拡大防止対策や市内の発生動向の検討に活用されますので、引き続き御協力をお願いいたします。

横浜市衛生研究所 横浜市感染症情報センター「病原体情報」

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/eiken/kansen-center/byogentai/pathogen.html>

3 結核医療費公費負担申請に関する変更について 別紙3

結核医療費公費負担申請に添付する胸部X線画像及び医療費公費負担承認期間の取り扱いを変更しました。

4 個別の発生状況について

(1) 麻しん（はしか）について

海外での麻しん流行に伴い、特にベトナムを始めとする諸外国を推定感染地とする輸入症例が増加しています。令和7年は、本市でも5件^(※)の麻しん患者の発生報告があり、今後も発生動向を注視していく必要があります。（※令和7年3月25日時点）

麻しん患者を診察した場合は、以下の資料を御覧いただき、福祉保健センターへの御連絡や御相談をお願いいたします。

なお、医療機関では疑い患者と接する機会が多いことから、職員の麻しんの予防接種歴や抗体価を把握いただき、必要時には予防接種の勧奨をお願いいたします。

- 『横浜市における麻しん・風しん検査診断の実施について』及び『PCR検査検体を採取していただく際のお願い（注意事項）』＜令和6年1月改定版＞

https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/vobosesshu/kansensho/measles.files/0026_20240110.pdf

(2) 梅毒について

全国の梅毒報告数は令和元年～令和2年にかけて一旦減少していましたが、令和3年以降、再度増加に転じ、令和6年は14,663例で、横浜市においても同様の傾向にあり、令和6年の梅毒届出数は351例と過去最多となりました。

梅毒は、五類感染症の全数把握疾患であり、診断後7日以内に届け出る必要があります。全国的な感染拡大防止対策を講じるにあたり、確実な発生動向把握が重要になりますので、診断時の届出について御協力をお願いいたします。

また、梅毒と診断された患者様（無症状病原体保有者含む）について、併せてHIVなどの性感染症の検査の実施についても御配慮ください。

(3) 食中毒について

他の感染症と同様に、被害拡大防止のため迅速に対応する必要があることから、食中毒と診断した際は医療機関の所在する福祉保健センターへ御連絡をお願いいたします。

なお、各区の福祉保健センター生活衛生課の連絡先一覧は次のとおりです。

時間帯	連絡先
8時45分から17時00分 (土・日・祝日、年末年始以外)	https://www.city.yokohama.lg.jp/kenko-iryo-fukushi/kenko-iryo/hokenjo/gyomu/ku.html#syokuhin
上記時間帯以外	感染症食中毒緊急通報ダイヤル（045-664-7293）（再掲）